

2021年宇宙法模擬裁判日本大会規則

第1条 (規則の目的・適用)

- (1) 宇宙法模擬裁判日本大会(以下「本大会」)は、宇宙法を題材とした模擬裁判に取り組むことを通して、法曹界、学界、ビジネス界、政・官界等、多分野に進む、意欲のあるわが国の学生の能力向上を支援するとともに、広く宇宙法に関する一般的な知識の普及および理解の増進等、宇宙活動における法の重要性に対する意識の向上を図ることを目的とする。本規則は、本大会に関する規則を定め、大会の公正かつ円滑な運営を確保することを目的とする。
- (2) 本大会はアジア・太平洋予選大会及び世界大会とは独立しているため、本規則及び附属書の適用範囲は宇宙法模擬裁判日本大会に限定される。

第2条 (大会組織)

- (1) 本大会は、宇宙法模擬裁判日本大会実行委員会(以下、実行委員会)により開催・運営される。実行委員会は大会の開催・運営に関する事項につき、決定権を有する。
- (2) 実行委員会の決定で参加チームに対する通知が必要なものは、WEB サイト又は電子メールによって通知される。
- (3) 大会における使用言語は日本語とする。

第3条 (大会への参加資格)

- (1) 日本の大学又は大学院に在学する、**学士過程及び修士課程**の学生はチームを編成して本大会に参加することができる。チームは同一の大学又は大学院に在籍する学生のみで構成される必要はないが、複数のチームに重複して参加することはできない。
- (2) 1つのチームは6名以下の学生で構成され、そのうち1名以上4名以下を弁論者とし、原告・被告それぞれ1名の補佐人を伴うことができる。
- (3) チームがある団体を基盤とする場合は、**その団体から1チーム**しか参加することができない。また、複数の団体が合同してチームを出す場合も、それらの団体からは1チームしか参加することができない。

第4条 (参加手続)

- (1) 本大会に参加を希望するチームは、実行委員会の定める期日までに、参加チームとして実行委員会に登録することを要する。登録は所定のWEB登録フォームからの登録申請の到達、及び登録料の振り込みをもって完了するものとする。登録後、チームナンバーが各チームに通知される。
- (2) 登録料は実行委員会によって決定される。また、一度振り込まれた登録料は原則として返還されない。
- (3) 公正な運営のため、登録時より各チームは互いに所属を明らかにしたり、情報を共有したりするような行為を慎まなければならない。また、脅迫や常識の範囲を超えた偵察行為など不公正な振る舞いや、大会に深刻な悪評をもたらす不適切な振る舞いも慎まなければならない。これに違反した場合は、附属書Iに定める罰則が科される。

第5条 (問題)

本大会の問題文は、2021年マンフレッド・ラックス宇宙法模擬裁判大会(The 2021 Manfred Rachs Space Law Moot Court Competition)の問題(クラリフィケーションを含む)を利用する。なお、この問題文の正文は英語とする。また、主張本文には問題文中の国名などの固有名詞をそのまま英語表記で用いることができる。

第6条 (書面とその提出)

- (1) 各チームは、原告・被告双方について問題文の請求文に即した主張などを記載する書面を準備しなければならない。
- (2) 参加各チームは、実行委員会の定める期日までに、電子メールにより、実行委員会の指定するアドレスに、Word ファイル(.docx)の形式で原告・被告の書面を各 1 部を提出する。
- (3) 前項の提出が期日までに行われていなかったことを確認した場合、実行委員会は当該参加校に遅延通知を送付する。
- (4) 提出の不提出、遅延または不備があった場合は、附属書 I に定める罰則が科される。減点は、違反のあったチームの書面総合得点に対してなされる。

第7条 (書面の形式)

- (1) 書面は日本語で作成される。但し、脚注、各要素のタイトル及び英語の固有名詞はこの限りではない。
- (2) 文字のサイズは 12 ポイントとし、書体は、英語は Times New Roman、日本語は MS 明朝でなければならない。用紙は A4 版とし、上下左右 2.5 センチメートル以上の余白を空けなければならない。行間は 1 行に設定されなければならない。
- (3) 公平な採点を行うため、書面とそのデータには、個人名又は所属の機関等の作成者を特定できるような要素を一切記入してはならない。但し、本大会の実行委員会が指定するチームナンバーについてはこの限りではない。
- (4) 書面は以下の要素によって構成されなければならない。
 - (a) 表紙
 - (b) 目次(Table of Contents)
 - (c) 参考資料索引(Index of Authorities)
 - (d) 請求項目(Questions Presented)
 - (e) 事実概要(Statement of Facts)
 - (f) 主張概要(Summary of Pleadings)
 - (g) 脚注を含めた主張(Pleadings including Footnotes)
 - (h) 法廷への請求(Submissions to the Court)
- (5) 各チームは、(a)表紙及び(h)法廷への請求に関して、附属書 II に定める形式に則ってこれらを作成しなければならないが、その他の要素に関してはこの限りではない。
- (6) (c)の参考資料索引は、書面に記載されたすべての参考資料と、それらの記載されているページが特定できなければならない。
- (7) (e)の事実概要は、問題に規定された事実と事実から導き出されうる推論のみを適示し、根拠のない主張や事実の歪曲、法的な議論の結論を含めることは避けなければならない。
- (8) (f)の主張概要は、単なる請求の見出しではなく、主張本文の全体の趣旨を要約したものでなければならない。
- (9) (g)の脚注を含めた主張は、原告・被告のそれぞれにつき 20 頁以内で構成されなければならない。脚注を除いた主張の本文は、20000 字以内でなければならない。但し、文字数は Microsoft Word の文字カウント機能の「文字数 (スペースを含まない)」を使用してカウントするため、スペースは文字数にカウントされないが半角英数字は一字としてカウントされる。
- (10) (g)における脚注によって、本文における主張や命題の根拠を特定できるようにしなければならない。
- (11) 実行委員会の指定するアドレスに Word ファイル(.docx)の形式で送付する原告・被告それぞれの書面は 1 つずつのファイルにまとめられていなければならない。また、Word ファイル名は、「チームナンバー」と「原告・被告の区別」(例: 000A、000R)

を明記し、メールの件名は「【チームナンバー】2021年宇宙法模擬裁判日本大会書面提出」と記さねばならない。

- (12) 本条(2)、(3)、(4)、(9)の違反については、附属書 I に定める罰則が科される。減点は、違反のあった書面の得点に対してなされる。書面の提出後、実行委員会は速やかに違反の有無について調査を行い、罰則を科すことについて決定を行わなければならない。決定後、実行委員会は違反の有無及び罰則の適用について各チームに対し速やかに通知を行い、適切な期間を定めて異議申し立てを受け付けなければならない。

第8条 (書面の評価)

- (1) 実行委員会は宇宙法、国際法の研究者、法曹実務家及び有識者を招聘し、書面裁判官に任命する。
- (2) 得点は公式得点表に記入され、保存されなければならない。
- (3) 本大会における書面の最高得点は100点である。50点が原告に対して、残り50点が被告に対して割り当てられる。2人以上の書面裁判官が採点する場合は、それぞれの裁判官が与えた得点の平均を当該書面の得点とする。
- (4) 考慮されるべき得点要素は以下のとおりである。
- (a) 事実を把握し、必要な論点を抽出して、一貫した論理を構成する能力
 - (b) 適用可能な国際法に関する知識とその見解
 - (c) 関連する事案の適正および正確な分析
 - (d) オースリティーの使用およびリサーチの広範性
 - (e) 説得性
 - (f) 英語サマリー (文法・文量の審査に留まる)

第9条 (英語サマリー)

- (1) 英語サマリーとは、口頭弁論の主張全体を英語で要約したものである。
- (2) 参加チームは実行委員会の定める期日までに、原告被告それぞれの「英語サマリー」を提出しなければならない。提出は、電子メールで実行委員会の指定するアドレスに、原告被告それぞれ一つのWordファイルの形式で送付しなければならない。
- (3) Wordファイル名には、「チームナンバー」および「原告・被告の区別」(例:000A、000R)を明記し、メールの件名は「【(チームナンバー)】2021年宇宙法模擬裁判日本大会英語サマリー提出」と記さねばならない。
- (4) 英語サマリーは、表題を”Summary of Oral Pleadings”とし、用紙はA4版、ページ数は2枚以内、余白は上下左右2.5cm以上、行間は2行に設定せねばならない。また、文字の大きさは12ポイントとし、書体はTimes New Romanに設定しなければならない。但し、字数に制限はなく、脚注をつけることはできない。
- (5) 公平な採点を行うため、英語サマリーとそのデータには、個人名又は所属の機関等の作成者を特定できるような要素を一切記入してはならない。但し、本大会の実行委員会が指定するチームナンバーについてはこの限りではない。
- (6) 実行委員会は、大会当日までに、口頭弁論の相手チーム及び弁論裁判官に各チームの英語サマリーを送付しなければならない。弁論裁判官は、口頭弁論の評価の際に、英語サマリーを評価の参考とすることができる。
- (7) 本条(2)、(4)、(5)の違反については、附属書 I に関する罰則が科される。減点は、チームの総合得点に対してなされる。書面の提出後、実行委員会は速やかに違反の有無について調査を行い、罰則を科すことについて決定を行わなければならない。決定後、実行委員会は違反の有無及び罰則の適用について各チームに対し速やかに通知を行い、適切な期間を定めて異議申し立てを受け付けなければならない。

第10条 (口頭弁論)

- (1) 口頭弁論は、国際司法裁判所において行われることを想定し、日本語で行うものとする。
- (2) 法廷とは、本大会の当日に実行委員会が設置した Zoom のミーティングをいう。
- (3) 弁論は、原告の主弁論、被告の主弁論、原告の反論、被告の再反論の順序で行う。主弁論は 1 名または 2 名の弁論者によって行われる。反論及び再反論を行う弁論者は原告、被告それぞれの弁論者のうち任意の 1 名である。
- (4) 口頭弁論の審理における法廷の構成は以下の通りとする。
 - (a) 弁論の行われる法廷は、裁判長 1 名と 2 名以下の弁論裁判官により構成される。
 - (b) 各法廷には、実行委員会が任命したタイムキーパー及び廷吏を配置する。
 - (c) 実行委員会は、本規則の解釈等について弁論裁判官を補佐する者若干名を、必要に応じて、各法廷に置くことができる。
- (5) 弁論の時間については、以下の通りとする
 - (a) 原告・被告それぞれ、主弁論と反論（再反論）を合わせて 30 分以内とする。弁論全体の時間は当事者の望むように、主弁論、反論（再反論）における弁論者の持ち時間に配分できる。但し、各弁論者は少なくとも 10 分は主弁論を行わなければならない。2 分以上 6 分以内の時間を反論、再反論に割かなければならない。
 - (b) 口頭弁論の開始に先立ち、各チームはタイムキーパーに対して、第一弁論者、第二弁論者、反論（原告）、再反論（被告）に何分割り当てられているのかを示さなくてはならない。
 - (c) タイムキーパーは経過した時間を計り、各代理人に適切な間隔をもって、残存時間を知らせることとする。計時は弁論者の第一声より始めることとする。
 - (d) 主弁論においてのみ、時間切れとなった後、裁判官は質問に費やされた時間として一人につき最大 2 分まで延長を認めることができる。但し、再延長を認めることはできない。
- (6) 裁判官は口頭弁論の評価のために、主弁論中の弁論者に対して質問をすることができる。
- (7) 法廷においては、電子機器を使用してもよい。ただし、電子機器の使用 (Zoom の通信障害を除く) によって、弁論手続の進行を妨げてはならない。
- (8) 弁論者及び補佐人は、以下の義務に従わなければならない。本項の違反があった場合は、附属書 I に定める罰則が科される。減点は、違反のあった弁論者個人の得点に対してなされる。
 - (a) 弁論者は独力で弁論しなければならない。弁論中は、チームメンバー及び傍聴人と連絡したり、合図など何らかの方法で意思疎通を図ったりしてはならない。
 - (b) 弁論者及び補佐人は、傍聴人と一切連絡を取ってはならない。
 - (c) 弁論者及び補佐人は、互いに口頭で連絡してはならない。ただし、テキストチャット機能を有するソフトウェアを介して行う連絡といった、口頭以外の連絡は認められる。
 - (d) 弁論者及び補佐人は、法廷に出場しているチームメンバーとの意思疎通以外の目的で、電子機器を使用してはならない。
 - (e) 裁判官および廷吏・タイムキーパーに自己の代表する大学名が判別されるような行動をしてはならない。
 - (f) 裁判官に認められた時間を超えて発言してはならない。

第11条 (口頭弁論の評価)

- (1) 実行委員会は宇宙法、国際法の研究者、法曹実務家及び有識者を招聘し、弁論裁判官に任命する。弁論裁判官は口頭弁論の判定に参加する。但し、参加チームと特別な利害関係にあると実行委員会が認める者は裁判官になることはできない。
- (2) 得点は公式得点表に記載され、保存される。
- (3) 用語法
 - (a) 原告及び被告の合計弁論素点は、第1弁論者及び第2弁論者の個人弁論素点を足したものとする。
 - (b) 個人弁論素点は、各裁判官が付けた裁判官別個人弁論素点を足したものとする。
 - (c) 裁判官別個人弁論素点は、裁判官が各弁論者に対してつけた弁論項目素点を裁判官別に足したものとする。
 - (d) 弁論項目素点は、各裁判官が第5項に定める項目ごとに、各弁論者に対して与える素点を指す。
- (4) 補則
 - (a) 前項1号において、弁論者が1人の場合には、原告及び被告の合計弁論素点は、当該弁論者の個人弁論素点の2倍とする。
 - (b) 前項2号においては、裁判官が1人の場合、原告及び被告の個人弁論素点は、裁判官の審査した裁判官別弁論素点を2倍したものとし、裁判官が2人の場合、個人弁論素点は2人の裁判官別弁論素点を足したものとする。
- (5) 弁論素点は、次に掲げる各号の項目について審査された素点を指す。配点は、1号から3号については6点から12点の整数点とし、基準点は9点とし、4号及び5号は3点から7点の整数点とし、基準点は5点とする。
 - (a) (論理構成) 事実を把握し、必要論点を抽出して、一貫した論理を構成する能
 - (b) (法的な知識) 国際法をはじめとする広範な法的知識
 - (c) (質問に答える技術) 質問への応答を通しての的確性及び明確性
 - (d) (法の事実への適用) 適用可能な国際法の知識とその見解及び証拠を適切に援用する能力
 - (e) (弁論態度) 法廷における適切な態度をとることができているか、説得性も踏まえ総合的に評価される

第12条 (インターネットの不具合)

- (1) インターネットの接続環境が原因で、裁判官の質問や指示が聞き取れなかった場合は、弁論者は、Zoom上の「反応」の「拍手」を用いることにより、再度の質問ないし指示を申請することができる。
- (2) インターネットの接続環境が原因で、弁論者の主張や応答が聞き取れなかった場合は、裁判官は、速やかに、主張や応答を繰り返すように指示する。
- (3) 次に掲げる場合には、裁判官補佐が合理的と考える期間、一切の弁論手続の進行(タイムカードの進行を含む。)を中断する。
 - (a) インターネットの接続不良により、弁論者が法廷から退出したとき
 - (b) インターネットの接続不良により、裁判官が法廷から退出したとき
 - (c) その他、裁判官補佐が、原告チームと被告チームと裁判官のいずれかに、同条第1項及び2項上の措置によっては解決できないほどのインターネット接続不良を認めたとき
- (4) 裁判官補佐が、前項の合理的な期間内に弁論手続を中断すべき事情が消滅したと認める場合には、裁判官補佐は弁論手続再開の宣言を行う。宣言時から、中断していた一切の弁論手続を再開する。
- (5) 裁判官補佐が、同条第3項の合理的な期間を過ぎたにもかかわらず弁論手続を中断すべき事情が継続していると認める場合には、前項と同様に弁論手続再開の宣言を行い、その

宣言時から、中断していた一切の弁論手続を再開する。宣言と同時に、次のように措置を講じる。

- (a) 同条3項(a)の事情が継続している場合
 - (i) 退出した弁論者の残りの主弁論時間が、合理的な期間を上回っていれば、その主弁論時間から合理的な期間を差し引いた時間を算出し、その期間だけ裁判官とプレイヤーは法廷内で待機する。そして、待機期間内に退出した弁論者が再度入廷した場合には、その弁論者は、退出した際の残りの主弁論時間から合理的な期間と待機期間を差し引いた時間を持ち時間として主弁論を再開することができる。待機期間内にその弁論者が入廷することがなければ、当弁論者は欠席したものとみなす。
 - (ii) 退出した弁論者の残りの主弁論時間が、合理的な期間を下回っていれば、当弁論者は欠席したものとみなす。
- (b) 同条3項(b)の事情が継続している場合には、退出した裁判官は、早退したものとみなす。

第13条 (予選ラウンド)

- (1) 各チームは弁論ラウンドに出場し、原告及び被告として最低 1 試合ずつ口頭弁論を行う。各チームは弁論ラウンドにおいて同一のチームと 2 回以上対戦できない。
- (2) 弁論ラウンドの組み合わせは実行委員会が無作為抽選によって規定する。
- (3) 実行委員会は、書面及び口頭弁論の評価による得点と違反の罰則の適用による減点を踏まえて各チーム又は弁論者の順位を決定する。

第14条 (決勝ラウンド)

- (1) 大会の目的に資すると実行委員会が認めた場合、実行委員会の決定により決勝ラウンドを行う。決勝ラウンドでは、参加チームの書面総合得点と弁論総合得点の総和の順位で上位 2 チームとなったチームが口頭弁論を行う。
- (2) 原告及び被告の組み合わせは、予選ラウンドで対戦があった場合はその組み合わせと逆となり、対戦がなかった場合は 1 位のチームにより決定される。
- (3) 決勝ラウンドにおいては、裁判官の協議により勝敗のみが決定される。
- (4) このほかの進行手続については通常の前選ラウンドの規定に準じる。

第15条 (罰則)

- (1) この規約に定める義務の違反があった場合には、附属書 I に従い、チームによって獲得された得点に対し減点が科される。
- (2) 各チームは、以下の期限までに実行委員会に対し、対戦チームの書面及び口頭弁論について違反申請を行うことができる。
 - (a) 書面について、実行委員会の定める期限
 - (b) 口頭弁論について、試合終了後 10 分以内
- (3) 各チームは、以下の期限までに実行委員会に対し、罰則の適用について異議申し立てを行うことができる。
 - (a) 書面について、実行委員会の定める期限
 - (b) 口頭弁論について、実行委員会の定める期限
- (4) 罰則が科された結果、失格となったチームには登録料の返還はしない。

第16条 (賞)

- (1) 実行委員会は、以下の賞を設けることができる。また、大会の目的に資すると判断する場合、実行委員会はその他各種賞を設けることができる。賞の種類および該当チームの発表・表彰はレセプションにおいて行われる。

- (a) 原告書面1位～3位、被告書面1位～3位
(書面の得点の順位に応じてチームに対して与えられる)
 - (b) 原告口頭弁論1位～3位、被告口頭弁論1位～3位
(口頭弁論の順位に応じて弁論者に対して与えられる)
 - (c) 最優秀弁論者賞
(総弁論者の中で口頭弁論の得点が最も高かった者に対して与えられる)
 - (d) 総合優勝、総合準優勝
(原告及び被告の書面及び口頭弁論の合計得点の上位2チームに対して与えられる。但し、決勝ラウンドが行われた場合、その勝敗に応じて与えられる)
- (2) 書面及び口頭弁論の点数については、大会終了後速やかに実行委員会から各参加チームへ通知がなされる。

第17条 (本規約の解釈・施行)

- (1) 実行委員会は、本規則により定める場合その他必要がある場合においては、細則などを決定することができるものとする。
- (2) 本規則の最終的解釈権限は実行委員会が有する。

附属書 I : 罰則規定

(書面点数からの減点)

第6条4項

- ・書面の不提出：失格
- ・書面の提出遅延：遅延1日目10点減点、2日目以降1日につき5点減点

第7条12項

- ・書面の構成要素の欠落：1つの構成要素につき5点減点
- ・所属を明らかにする要素の書面又はデータへの記入：1つにつき5点減点
- ・主張本文のページ制限の超過※1：1頁ごとに5点減点
- ・主張本文の字数制限の超過※1：100字ごとに5点減点
- ・害面の書式の違反：書面の全体に及び、また著しい場合に限り5点減点

(口頭弁論得点からの減点)

第10条8項

- ・弁論者及び補佐人と裁判官以外の者とのあらゆる形態の連絡：1回につき5点減点
- ・弁論者及び補佐人の口頭での連絡：1回につき5点減点
- ・意思疎通以外目的での電子機器使用：1回につき5点減点
- ・弁論中に裁判官及びスタッフが所属を明らかにする行為：1回につき5点減点
- ・弁論裁判官の同意なく、時間終了後に弁論を継続する行為：1分につき5点減点

(総合得点からの減点又は失格)

第4条3項

- ・脅迫や常識の範囲を超えた偵察行為など不公正な振る舞い、又は協議に深刻な悪評をもたらす不適切な振る舞い
：実行委員会の裁量で失格又は減点
- ・大会前に互いに所属を明らかにしたり、情報を共有する行為
：実行委員会の裁量で失格又は減点

第9条7項

- ・英語サマリーの不提出：10点減点
- ・英語サマリーの提出遅延：遅延1日目で10点減点、2日目以降5点減点
- ・所属を明らかにする要素の記入：1つにつき5点減点
- ・英語サマリーのページ制限の超過：1頁ごとに5点減点
- ・英語サマリーの書式の違反：書面の全体に及び、また著しい場合に限り5点減点

附属書 II : 書面の形式

I-A (表紙の例)

JAPAN SPACE LAW MOOT COURT COMPETITION (year)

Team No...

IN THE INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE
AT THE
PEACE PALACE, THE HAGUE

Case concerning.....
.....(name)
V.
.....(name)

ON SUBMISSION TO THE INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE

MEMORIAL FOR THE APPLICANT (RESPONDENT)
.....(name)

I-B (目次の例)

—————目次

目次 _____ i

参考資料索引 _____ v

請求項目 _____ ix

事実概要 _____ x

主張概要 _____ xiii

主張詳細 _____ 1

I. (国名) の～という行為は違法である
1

I-A. (国名) の～という行為は○○条約に違反する。
1

I-C (参考資料索引の例)

参考資料索引

国際判例

The Zafiro case (Great Britain v. United States), (Decision), 1925 RIAA Vol.6, p.160, p.164, (November 30)

書籍

E.R.C. VAN BOGAERT, ASPECTS OF SPACE LAW, p.115, p.135, p.173, (1986)

BIN CHENG, STUDIES IN INTERNATIONAL SPACE LAW, p.420, p.467, p.633, pp.635-636, (1997)

論文・雑誌

Kay-Uwe Horl & Julian Hermida, “Change of Ownership, Change of Registry? Which Objects to Register, What Data To Be Furnished, When, And Until When?”, *Proceedings of the International Institute of Space Law*, Vol.46, p.454, p.458, (2003)

条約

Treaty on Principles governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies, December 19, 1966, 610 U.N.T.S. 205, Arts.1, 6, 8

国連文書

Report of the Legal Subcommittee on its 45th session, held in Vienna from 3 to 13 April 2006, U.N.C.O.P.U.O.S., 45th sess., U.N.Doc.A/AC.105/871, p.22, (2006)

その他

The United Kingdom Outer Space Act of 18 June 1986, Arts.3(2)(b), (1986), available at <[www.bnsc.gov.uk/assets/channels/about/outer space act 1986.pdf](http://www.bnsc.gov.uk/assets/channels/about/outer%20space%20act%201986.pdf)>

The United States' Commercial Space Launch Sec.70104(a)(4), (1984), available at <http://www.jaxa.jp/library/space_law/chapter_3/3-1-2-4/3-1-2-44_e.html>

I-D (請求項目の例)

請求項目

- 1) Republica は、Stationrider の作為及び不作為に関して責任を有し、Starflight-1 の損失に関連して Aspirantia が被った損失及び損害に対し賠償責任がある。
- 2) Republica は、Stationferry の緊急着陸の結果 Aspirantia が負担した浄化、回収及び返還に関する費用についての賠償責任を負う。
- 3) Aspirantia は、Linke 機長及び Vienet 博士を合法的に逮捕・起訴した。

I-E (事実概要の例)

事実概要

Aspirantia 共和国 (以下 Aspirantia) 及び Republica 王国 (以下 Republica) は、国際連合の加盟国であり、1967年の宇宙条約、1968年の宇宙救助返還協定及び1972年の宇宙損害責任条約の当事国である。Republica はウィーン条約法条約を署名、批准したが、Aspirantia は未だ署名していない。

Republica は Aspirantia と地理的に隣接しており、宇宙活動における重要な技術力を保有している。

Stationride Corporation (以下 Stationrider) は Republica から平均海面上 350km 上空の軌道上を回る常設国営宇宙ステーションまでの有人宇宙飛行を事業として行う免許を受けている私企業であり、Space Activities Act 2000 (以下 SAA) の適用下で、常設国営宇宙ステーションまでの有人宇宙飛行を事業として行う免許を Republica から受けている。また先頃、宇宙ステーションに物資を輸送するための Stationferry を利用し、私人を対象とした乗船サービスを提供する許可も得た。

Ashes Corporation (以下 Ashes 社) は Republica 国内の葬儀サービス企業である。先頃、Stationrider は Ashes 社と、遺灰入りのカプセルが入った小型容器を運搬し低軌道に配置するという内容の契約を結んだ。これに関し、Republica や他国の環境保護論者、天文学者や宇宙科学者達が宇宙軌道を使用し、汚染するこのような手法に対し抗議したにも関わらず、Republica 宇宙局は、この目的のために Stationferry 打上げを禁止せず、さらに打上げの際、ペイロード及びその位置に関して他国への通報を一切行っていない。

I-F (主張概要の例)

主張概要

I:

- (i) Republica は、宇宙条約 6 条上 Stationrider の作為および不作為に関して責任を有する。
- (ii) 宇宙損害責任条約 3 条に基づき Republica は Starflight-1 の損失に関連して Aspirantia が被った損失及び損害に対し賠償責任がある。

II:

- (i) Republica は、Stationferry の緊急着陸の結果 Aspirantia が負担した燃料による浄化の費用について宇宙損害責任条約 2 条及び慣習国際法上賠償責任を負う。
- (ii) Republica は、Stationferry の緊急着陸の結果 Aspirantia が負担した Stationferry の回収及び返還について宇宙救助返還協定 5 条上賠償責任を負う。
- (iii) Republica は、Stationferry の緊急着陸の結果 Aspirantia が負担した Stationferry の乗員・乗客の回収及び返還に関する費用について宇宙救助返還協定 4 条上賠償責任を負う。

III:

- (i) Aspirantia は Linke 機長及び Vienet 博士に対して刑事管轄権を行使することが出来る。
- (ii) Aspirantia の本件の逮捕・起訴は宇宙救助返還協定 4 条に違反していない。

I-G (脚注を含めた主張の例)

主張詳細

I.Republica は、Stationrider の作為および不作為に関して責任を有し、Starflight-1 の損失に関連して Aspirantia が被った損失及び損害に対し賠償責任がある。

本件事実によると、Republica 国企業 Stationrider は、遺灰入りの口紅大のカプセルが入った小型容器を運搬し低高度の「墓場軌道」に配置するため Stationferry を打ち上げた。その際、Stationferry の乗客の一人 Timothy・L・Ash (以下、Ash) は遺灰入りの「father」と刻印されたカプセル (以下、「father」) を宇宙空間に放出しており、Stationrider は Ash の行為をなんら防止しなかった。その結果として、「father」の衝突により Aspirantia 国企業 Startours の打ち上げた Starflight-1 は破損し、Starflight-1 の乗客・副操縦士が死亡した。また、その後 Starflight-1 が墜落した結果 Startours は Starflight-1 を失い、機長及び乗客のうち一名が負傷した。

宇宙損害責任条約 3 条は「損害が一の打ち上げ国の宇宙物体又はその宇宙物体内の人に対して他の打ち上げ国の宇宙物体により地表以外の場所において引き起こされた場合には、当該他の打ち上げ国は、当該損害が、自国が責任を負うべき者の過失によるものである限り賠償責任を負う」旨が規定されている¹。したがって以下、宇宙損害責任条約 3 条に基づき Republica が Aspirantia に対し賠償責任を負うことを論証するために、Stationrider は Republica が責任を負うべき者に該当すること、Starflight-1 並びに「father」は宇宙物体であること、Aspirantia 並びに Republica は打上げ国に該当すること、Starflight-1 の墜落及び乗員・乗客の死亡という損害は Stationrider の過失により生じたことを順に論証する。なお、Starflight-1 と「father」の衝突は、Starflight-1 の降下中に高高度において発生しており、地表以外の場所において引き起こされていることは本件事実より確認できる。

I-A. Stationrider は Republica が責任を負うべき者に当たる。

宇宙損害責任条約 3 条にいう「自国が責任を負うべき者」とは、国家が自ら宇宙活動の免許を付与した企業を含む²。(1037 字)

I-H (法廷への請求の例)

以上の理由から、原告………は国際司法裁判所に対し、以下の事項を判決し、宣言することを謹んで請求する。

- 1.....
- 2.....
- 3.....
- 4.....

¹ The Convention on International Liability for Damage Caused by Space Objects, November 29, 1971, 961 U.N.T.S. 187, Art.3.

² Krystyna Wiewiorowska, “Some Problems of State Responsibility in Outer Space Law”, *Journal of Space Law*, Vol.7, p.23, p.27, (1979).